

社会福祉法人東進 グローバリーキッズ 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人東進が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グローバリーキッズ
- (2) 所在地 松戸市高塚新田450-11

(施設の目的及び運営方針)

第2条 グローバリーキッズ(以下、当園という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、利用児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育
第5条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等
延長保育の実施

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名 常勤専従 施設管理
- (2) 主任保育士 1名 常勤

主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括するとともに地域の子育て支援を行う。

(3) 保育士 14名

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者支援等の業務を行う。

(4) 保育従事職員 6名

保育士と共に保育の実施、及び保護者支援等の業務を行う。

(5) 調理師 3名

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。但し、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日、行事のある土曜日を除く。その他市長が認めた場合、臨時休園する場合があります。

2 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、平日は20時まで、土曜日は19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時から17時までの範囲内で8時間、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第6条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、一項の支払を受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用定員)

第7条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、法という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児（2号認定子ども））

68人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児（3号認定子ども））

42人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども

6人

(利用の開始・終了に関する事項)

第8条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときはこれに応じるものとする。

2 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用児童が小学校に就学したとき

(2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第9条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、松戸市、利用児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置。その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和1年10月1日から施行する。（「別表」一部改訂）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。（「別表」一部改訂）

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園時に係る経費	園指定服、園指定用品 園生活や活動で使用するため ※各自での購入も可とする。	一括 0歳児 1,880円 1歳児 1,880円 2歳児 23,660円 3歳児 30,900円 4歳児 32,060円 5歳児 32,040円
園外保育に係る費用	交通費、入館料等	実費
雑費	ビニール袋、ティッシュペーパー おしりふき等、園生活で使用する ため	月額 0歳児 200円 1歳児 200円 2歳児 200円 3歳児 100円 4歳児 100円 5歳児 100円
教材費	活動で使用するため ※各自での購入も可とする。	年額 2歳児 5,200円 3歳児 5,360円 4歳児 8,880円 5歳児 12,140円
給食費	3～5歳児の主食・副食費・おやつ ※0～2歳児は保育料に含む。	月額 6,000円

2 時間外保育に係る利用者負担

時 間	平日レギュラー	平日・土曜日スポット
18時～18時30分	月額 1,500円	15分毎 250円
18時～19時	月額 3,000円	
18時～19時30分	月額 4,500円	
18時～20時	月額 6,000円	
20時以降	—	15分毎 500円

※ 当園は、上記の費用をLINEキャッシュレス決済システムで支払を受け、LINE上からの領収書発行を以て、領収の証明とする。